

東京都学童保育連絡協議会からの報告

公的責任のもと、運営主体がどこであっても学童保育の水準を下げないことを目指して

I. 放課後の「生活の場」を保障するために

資料 1

☐ 自分の意思で、学童保育に帰ってこなくてはならない子どもたち

☐ 専用施設・集団の規模・専任常勤複数体制・保護者の関わり

☐ 公的責任のもとでの、安定して継続した運営

II. 取組事例の紹介（東京都文京区の事例）

（１）文京区の原則：「学童保育を必要とするすべての子どもを受け入れる」
「定数増ではなく、増設を持って対応する」

資料 2

（２）2003 年、行財政改革推進計画の一環で提案された児童館を含む複合施設への
指定管理者制度導入

☐ 文京区連協の取り組み、父母会の取り組み

資料 3・4・5

☐ 文京区職労児童館分会の取り組み

資料 3・4・5

☐ 文京区児童課（当時）の取り組み

資料 3・4・5

（３）業務の引き継ぎ

資料 5

（４）文京区育成室保育指針

資料 6

（５）正規指導員による時間内研究会

資料 6

（６）地区館長制度

資料 6

（７）交換研修、巡回指導

（８）運営業務委託の定期評価

III. 大切にしてきたこと

○公的な責任を果たすということは、どういうことか？常に確認すること

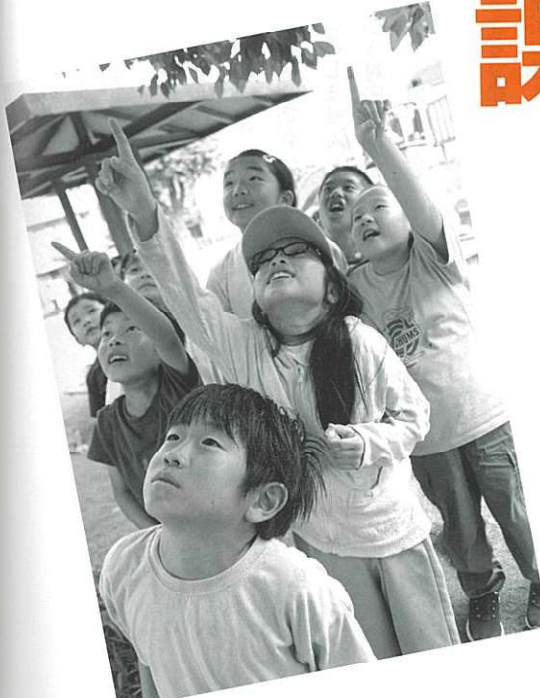
- ・区内のどこの地域でも、人と場所が継続的に保障されていること。
- ・「学童保育の水準（＝子どもの権利保障）」を追求する時に、住民の中で合意がある、住民の要求に基づく水準にする（父母会・保護者会が大事）

臨床育児保育研究会発行 汐見稔幸・責任編集
「エデュカーレ2024年9月号」より

資料 1

「小1の壁」、
「待機児童問題」など

学童保育は 課題続出



全国の児童約600万人のうち、
学童保育に通う児童数は約140万人(※)。
毎年、入所児童が増加し続ける中、
待機児童問題のほか、保育環境の悪化、
指導員の処遇の低さなど、
さまざまな課題が指摘されています。
卒園児が小学校入学とともに通う
可能性のある学童保育は、今、
どんな状況になっているのでしょうか。
東京都学童保育連絡協議会の
福原琢也事務局長に現状を、
神奈川県川崎市の
「学童ほいくオカリナ」では
優れた実践取材しました。

モニターの体験

指導員によって 対応がまったく違う

市が運営する学童保育に通わせて
います。施設が学校外にあつて、子
どもの足で10分以上かかります。

担当の指導員によって、その日の
活動や保護者対応の仕方がまったく
違います。全体として保育計画など
がないのだと思います。(東京都
私立認可保育園 園長)

おやつが17時からで 空腹が心配

民間委託の学童保育に息子を通わ
せています。運営の都合でおやつが
17時からなのが気がかりです。おな
かがすくだろうなと思います。

先日、運営協議会に出席してみま
した。工夫して取り組んでいること
がわかりましたが、人手不足が深刻
でした。(東京都 私立認可保育園
園長)

※2023年5月1日現在(民間の学童保育を除く)の数字。「全国学童保育連絡協議会」の調査より。

自分の意思で「行きたい」と 思える「生活の場」にしたい

お話し：福原琢也さん

プロフィール ● 東京都学童保育連絡協議会事務局長、長男・長女が在籍した学童保育（東京都文京区）の父母会活動がきっかけで学童保育運動に関わる。

親の判断で入所させ 子どもが自ら通う場

毎年春になるとSNS上に「#学童落ちた」という投稿が現れます。2024年1月に全国学童保育連絡協議会が発表した学童保育の実施状況調査では、1年生から6年生まで、どの学年でも入所児童数が増え、待機児童数も年々増加しています。

学童保育は保護者の就労などで、日中、家庭にいない小学生が通う「生活の場」です。子どもが小学生になっても、安心して働き続けたいと願う親を支援するために発展したという歴史があります。

学童保育は親の判断と選択で利用を決めて手続きをします。ここまでは保育園

と共通しますが、決定的に違うことがあります。

学童保育の場合、小学生である子どもが自分の意思で、毎日、学童保育へ行かなければなりません。保護者の送迎がある保育園との一番の違いです。

学童保育は、月曜から金曜までの放課後と土曜日、夏休みなどの長期休業期間を合わせて年250日以上開設しています。

子どもは学童保育に自分の意思で通うわけですが、ときには「行きたくない」と思う日もあるでしょう。クラスの友だちと遊びたいのに、親に言われて、仕方なく学童保育へ行く。そういう気持ちで過ごす時間は、とても悲しいものだと思います。

います。

学童保育は子どもたちの放課後の「生活の場」であるという認識を持つことが重要です。「その日の気分で行きたいときに行く」のではなく、自宅と同じように、帰っていかねばならない場所です。

だからこそ、自分の意思で「行きたい」と思える、安定した環境をつくる必要があります。

学童保育を支える4本柱は どれも不安定

「生活の場」としての学童保育に必要なのは、

- ①「専用の部屋がある」
- ②「常勤の専任指導員の複数体制がある」



③「子どもの集団の規模を守る」

④「保護者が運営に関わっている」の四つの柱だと考えています。しかし現在、四つの柱はどれも不安定な状態にあります。

指導員には「放課後児童支援員」という国の資格が定められています。おおむね40人以下の子どもたちに対して、有資格者が2名ずつ配置される基準になっていますが、1名は無資格の補助員でも代替可能です。その背景には、指導員不足という側面があると推測されます。

40人以下の集団の規模もなかなか守られません。待機児童数の多い東京都では大規模化が進み、指導員は管理に追われて、一人ひとりを十分に見ることがむずかしいのです。

家庭、学校、学童保育という生活サイクルの中で、3者の子育て観がある程度統一されていることが理想です。

そのためには現場の指導員が保育の記録を残し、職員同士で多面的に子どもを

見るためのミーティングをする、保護者会やおたより、メールなどで保護者に伝える努力をするなどが重要ですが、大規模化するほど実現がむずかしくなります。保護者の役割にしても、コロナ禍をきっかけに保護者同士が集まることなくなり、保護者会が解散してしまった学童保育もあります。

6年間、安心して通える「生活の場」を保障する

2000年代以降、東京都では学童保育を廃止し、希望者は誰でも利用登録ができる放課後の遊び場事業、いわゆる「全児童対策事業」の実施が広がっています。学校の施設を使うので移動が楽で、待機児童がいなくなるから安心だという保護者もいます。保護者の就労の有無にかかわらず利用できるのも、「学童保育は就労家庭の子どもだけが優遇されている」という批判に応えることにもなります。

登録した子どもはいつでも行けるので、

雨の日などは利用が集中することもあります。集まる子ども顔ぶれが毎日変わりますから、仲間意識も希薄です。学童保育の専用室がなく、「生活の場」になりにくいのです。

児童福祉法では6年生まで学童保育に通えるはずですが、1年生や2年生でやめてしまう子どもが少なくありません。安定した「生活の場」で信頼できる指導員に見守られ、1年生のときに入った仲間が6年生で一緒に卒所する。そんな学童保育のあり方が理想です。

民間の自主保育などで優れた事例は数多くあります。しかし心身ともに大きく成長する小学生の学童保育は、本来、公的責任で質を上げていく必要があると強く思います。



地区	名称	所在地	電話	主な通室区域
柳町地区	柳町育成室	小石川 3-19-7	(5684) 0241	礪川小学校区の一部
	柳町第二育成室		(5684) 0242	柳町小学校区の一部
	柳町第三育成室	小石川 1-23-16 (柳町小学校内)	(3815) 8171	柳町小学校区の一部
	水道育成室	水道 1-3-26 (水道児童館内)	(3812) 2238	金富小学校区の一部
	水道第二育成室	水道 1-9-1	(5990) 9841	※1 下記参照
	水道第三育成室		(5990) 9843	
	第三中学校育成室	春日 1-9-9 (第三中学校敷地内)	(3815) 5535	礪川、金富小学校区の一部
	小石川育成室	小石川 1-5-1-301	(3811) 9822	※1 下記参照
久堅地区	久堅育成室	小石川 5-27-7 (久堅児童館内)	(3815) 7715	窪町小学校区の一部
	小日向台町第一育成室	小日向 2-2-2 (小日向台町児童館内)	(3941) 1740	小日向台町小学校区
	小日向台町第二育成室		(3945) 6978	
	窪町育成室	大塚 3-2-3 (窪町小学校内)	(3946) 1509	窪町小学校区の一部
	茗台育成室	春日 2-9-5 (アカデミー茗台内)	(5684) 7681	窪町、金富小学校区の一部
	茗荷谷育成室	大塚 1-4-1	(5976) 0150	窪町小学校区の一部
目白台地区	大塚育成室	大塚 6-22-19 (大塚児童館内)	(3943) 1632	青柳小学校区の一部
	目白台育成室	目白台 1-5-1 (目白台児童館内)	(3941) 8837	関口台町小学校区の一部
	目白台第二育成室	目白台 3-18-7 (目白台第二児童館内)	(3943) 9337	青柳、関口台町小学校区の一部
	音羽第一育成室	目白台 3-4-14 (テンダーラビング保育園内)	(6902) 0223	青柳、関口台町小学校区の一部
	音羽第二育成室		(3945) 7830	※1 下記参照
千石地区	千石第一育成室	千石 1-4-3 (千石児童館内)	(3947) 9231	明化小学校区
	千石第二育成室			林町小学校区の一部
	千石西育成室	千石 3-15-15 (千石西児童館内)	(3944) 2865	林町小学校区の一部
	駕籠町育成室	本駒込 6-2-5 (駕籠町会館内)	(3943) 9336	昭和、駕籠町小学校区の一部
	大塚小学校育成室	大塚 4-1-7 (大塚小学校内)	(3946) 4431	大塚小学校区
	駕籠町小学校育成室	本駒込 2-29-6 (駕籠町小学校内)	(3945) 6031	昭和、駕籠町小学校区の一部
	林町育成室	千石 2-18-10	(5810) 1685	林町、大塚小学校区の一部
	千石第三育成室	千石 3-23-7	(3945) 4511	林町小学校区の一部
	千石第四育成室		(3945) 4521	
本駒込地区	本駒込育成室	本駒込 5-63-2 (本駒込児童館内)	(3822) 3791	昭和小学校区の一部
	神明育成室	本駒込 4-35-15 (勤労福祉会館内)	(3823) 4303	千駄木、昭和小学校区の一部
	千駄木育成室	千駄木 5-44-2 (千駄木小学校内)	(3824) 6674	千駄木小学校区の一部
	文林中学校育成室	千駄木 5-44-12 (文林中学校内)	(3823) 4811	千駄木小学校区の一部
	文林中学校第二育成室		(3827) 4820	千駄木小学校区の一部
白山地区	白山東育成室	白山 1-29-10 (白山東児童館内)	(3813) 6501	指ヶ谷小学校区の一部
	誠之第一育成室	西片 2-14-6 (誠之小学校内)	(3812) 8710	誠之小学校区の一部
	誠之第二育成室		(3812) 8881	誠之小学校区の一部
	指ヶ谷育成室	白山 2-28-4 (指ヶ谷小学校内)	(3811) 9214	指ヶ谷小学校区の一部
	駒本育成室	向丘 2-37-5 (駒本小学校内)	(3827) 6175	駒本小学校区の一部
	向丘育成室	向丘 1-3-13 (向丘保育園敷地内)	(5800) 1521	誠之小学校区の一部
	白山育成室	白山 2-38-11	(5990) 9533	※1 下記参照
	駒本第二育成室	本駒込 3-1-4	(3823) 1011	※1 下記参照
	誠之臨時育成室	白山 1-29-11	(3818) 1100	※1 下記参照
根津地区	本駒込南育成室	本駒込 3-11-14 (本駒込南児童館内)	(3823) 3253	千駄木、昭和、駒本小学校区の一部
	根津育成室	根津 1-14-3 (根津児童館内)	(3824) 6466	根津小学校区の一部
	根津第二育成室	根津 2-24-9	(3827) 4851	根津小学校区の一部
	根津第三育成室			
	汐見育成室	千駄木 2-19-23 (汐見小学校内)	(3821) 2212	汐見小学校区
	汐見第二育成室	千駄木 2-27-8 (しおみ児童館内)	(5834) 7507	※1 下記参照
本郷地区	湯島育成室	本郷 3-10-18 (湯島児童館内)	(3814) 9247	湯島小学校区の一部
	本郷育成室	本郷 5-30-8 (本郷児童館内)	(5689) 4570	本郷小学校区の一部
	本郷第二育成室	本郷 4-5-15 (本郷小学校内)	(3811) 9215	本郷小学校区の一部
	本郷第三育成室	本郷 4-5-15 (本郷小学校別棟) ※2	(3812) 3800	本郷小学校区の一部
	湯島小学校育成室	湯島 2-28-14 (湯島小学校内)	(6801) 6173	湯島小学校区の一部
	本郷第四育成室	本郷 2-36-9	(3816) 3600	※1 下記参照
	湯島第二育成室	本郷 2-39-6	(3811) 2101	※1 下記参照

【備考】

○太字の育成室は民営育成室となります。公営育成室と同様の内容で運営業務委託を行っていますので、運営面において違いはありません。

※1 汐見第二育成室、小石川育成室、水道第二・第三育成室、湯島第二育成室、本郷第四育成室、白山育成室、音羽第二育成室、誠之臨時育成室、駒本第二育成室は、近隣地域の待機者のみ入室のご案内をしますので、利用申請はできません。

※2 本郷第三育成室は、本郷小学校改築工事に伴い、真砂中央図書館地下1階（本郷4-8-15）にて運営しております。申請の際は、電子申請のご利用もしくは真砂中央図書館地下1階に申請書類をお持ちください。

年	月	事 項
1965	1	「子どもクラブ」の名称で区内小学校 3 か所(関口台町・真砂・柳町)で学童保育事業が開始
1975		千石地域をはじめとし各地で増設運動はじまる
1976	5	文京区学童保育連絡協議会発足(当時 15 育成室)
1978	5	第 1 回運動会開催 荒川土手にて 318 人が参加
1982		全国集会参加者支援のためのバザーはじまる
1983	4	「文京区学童保育運営要綱」制定
1985	2	第 1 回文京の学童保育交流研究集会開催
1986	6	区連協結成 10 周年記念映画会開催
1991	12	文京区「育成室土曜閉室、児童館月曜閉館」提示、のちに区が撤回
1992		本郷育成室開設 … この年、24 育成室となる(児童数 7 8 0 名)
1995	6	「区連協 20 周年記念のつどい」開催、「仲間とともに PARTⅡ (記念誌)」発行
	10	区連協バザーで、兵庫の学童保育早期復興のための支援カンパを実施
1996	4	千駄木育成室にて「障害のある子どもの学年延長」の試行実施
	9	第 1 回「障害のある子どもの学年延長を考える」 臨時運営委員会開催、以降毎年開催
1997	4	障害のある子どもの 4 年生までの学年延長
1998	4	小学校統合にともない、真砂、元町両育成室が統合、本郷第二育成室誕生
1999	4	障害のある子どもの 5 年生までの学年延長
	9	「育成室における保育時間の延長」の提案が児童課よりなされる
2000	4	保育時間延長が 4 室(白山東、目白台第二、神明、汐見) で試行が開始される 当初半年の提案を 1 年間に変更
		障害のある子どもの 6 年生までの学年延長実現
2001	4	全育成室で保育終了時刻が 18 時までとなる(それまでは 17 時)
		「文京区育成室運営条例」が実施され、同時に保育料が徴収される
2003	4	学童保育保険が保護者負担から区による公費負担となる
	9	新行財政改革推進計画(素案)にて目白台第二と根津の 2 育成室に民間委託化が提案される
2004	3	地域説明会、意見はがきやメール、署名活動にて撤回と説明を要求するも、内容に大きな変更もなく、素案は正式に計画となる
	4	障害のある子どもの受入れ人数が増加(柳町第二 4・大塚 2・その他 3 それまでは柳町第二 4・その他 2) される
		待機児童の増加に伴い、臨時措置として、千駄木・本駒南・久堅・本郷の 4 室の定員を 50 名とし、非常勤職員が 1 名加配される
2005	4	駒本育成室開設 … 本駒込南育成室から分かれ、新設される。(計 24 育成室)
		指ヶ谷育成室(指ヶ谷小内)、柳町第二育成室(柳町小内)で他校児童の受入れを始める
		障害のある児童の学校から育成室までの付き添いに関し、育成室に相談窓口を設置する
2006	4	駒本育成室(駒本小内)、窪町育成室(窪町小内)で他校児童の受入れを始める
2007	4	向丘育成室開設 … 白山東、本郷育成室から分かれ、新設される。(計 25 育成室)
		千駄木育成室(千駄木小内)で他校児童の受入れを始める
2008	4	柳町第二育成室(柳町小内)で 2005 年度に続き他校児童を受入れ
	11	「区連協 30 周年記念のつどい」開催
2009	4	大塚小学校育成室開設 … 千石西から分かれ、新設される。(計 26 育成室)
	10	区連協 30 周年記念誌「仲間とともに～この手つなぎははなせずに!～」発行
2012	4	第三中学校育成室開設 … 柳町、水道から分かれ、新設される。(計 27 育成室)
2013	4	茗台育成室開設 … 久堅を中心に、窪町と水道の一部により、地域割りを設定。 千石第一・第二育成室開設 … 千石を 2 室に分割し、千石西の一部を含めて地域割りを設定。(計 29 育成室)
2014	4	小日向台町第一・第二育成室開設… 小日向台町を 2 室に分割し、大規模化を解消。(計 30 育成室)
2015	4	柳町第三、駕籠町小学校育成室開設… 小日向台町を 2 室に分割し、大規模化を解消。(計 32 育成室)
2016	4	本郷第三、文林中学校育成室開設… 本郷地域と本駒込南、千駄木、駒本地域の増設。(計 34 育成室) 保育料の段階的値上げ導入 保育時間平日 18 時 30 分まで延長
2017	4	汐見第二、誠之、湯島育成室開設… 汐見の待機児童受け入れ、湯島地域、向丘地域の増設。(計 37 育成室)

あゆみ
04

文京版「ただいま」の取り組み～大切なことを語り、書き記すことで伝え合う～

文京区学童保育連絡協議会
事務局長 福原琢也

2003年3月、文京区は第一回職員定数検討分科会において「児童館・育成室の委託化」の検討を始めました。そして、この年5月、区連協役員会に対して、児童課長（当時）から初めて「児童館2館の民間委託を検討している」という説明がありました。

このことは、文京区における行財政改革（以下、行革）という大きな流れの中で検討され始めたことでしたが、社会的な背景としては「措置から契約へ」と大きく変わろうとする社会保障構造改革の波の中で、児童福祉分野においても「市場化」という考えが導入されるなど、時代の大きな変化もあって生まれてきたことであり、文京の学童保育にとって、条例化・有料化と並んで、この10年間でもっとも大きなできごとだったと言えます。

区連協では、この動きにすぐさま反応し、公設公営、正規指導員専任複数体制によって維持されてきた文京の学童保育の水準を維持するため、7月に「現行の学童保育事業の継続に係る要望」を提出しましたが、同年9月に公表された「文京区行財政改革推進計画（素案）」の中では、根津児童館・目白台第二児童館（ともに育成室併設）の管理・運営業務の民間委託の方針が打ち出されました。

区連協としては、この計画が、職員数の適正化、公共施設の有効活用・適正配置に重点をおいたものであり、育成室で毎日多くの時間をすごす子どもたちの視点に立った事業の質に関する検証がなされておらず、また、民間委託となった場合の児童館・育成室のあり方についても明らかにされていないことから、計画の白紙撤回を求める署名を行い、22,822筆を集めました。

しかし、この「素案」がその後「案」を経て2004年3月に「計画」となっても、上記2館に関する区の方針は基本的に変わらず、2005年4月、児童館2館については指定管理者制度の導入、併設の2育成室は指定管理者への業務委託という方針が示されました。

この間の児童課の説明は一環して「委託と

なっても保育の水準は低下させない」というものでしたが、その時「文京の学童保育の水準」というものが、具体的にどういうものなのか、児童課としても、そして実は保護者と現場の指導員の間でも、共通の言語として明確にされていないことに気づかされることとなりました。

学童保育は40年以上前、働く親の願いから生まれ、親たちと指導員の手つなぎでつくってきたものです。そして学童保育の現場を担う指導員の仕事は奥深く多岐に渡り、日常的に研鑽を重ねていくことが求められる仕事です。文京の学童保育40年の歴史の中で、指導員同士が集団として切磋琢磨し、父母と手つなぎする中で、たしかに「文京の学童保育にとって大切なこと」が深められ共有され、それによって文京の学童保育は発展、維持されてきました。しかし一歩外へ出ると、特に指導員の専門性や父母会の役割などはなかなか伝わりにくいものがあり、そして当事者間でも、「大切なこと」は具体的な形となっては共有化されていなかった、というわけです。ただしそれは、特に指導員という仕事の奥深さなどもあり、明文化することがなかなか難しい、ということもあったと思います。

そこで区連協では、現役・OB 父母、指導員によびかけて編集委員会を立ち上げ、「ただいま！文京版」の作成に取りかかりました。これは、文京の学童保育がこれまで大切にしてきたことや到達点、これらを支えてきた制度などを文章化して冊子にまとめ、共有するための取り組みです。「制度面から見た育成室」「指導員の役割と生活づくり」「指導員の専門性」「父母会」「区連協」「児童館」「今後の課題」の各章で構成され、編集委員が分担して原稿を書き、読み合わせを行い、運営委員会で何度も話し合い、各父母会からの意見を反映させながら、2005年1月、冊子版、CD-ROM版としてまとめて各父母会へ配布し、児童課へも提出しました。

この取り組みとほぼ同時期、区職員労働組

合児童館分会でも「文京区の児童館・育成室の到達点について」を作成しています。この冊子作成の目的には「これまでの文京区の児童館・育成室の事業内容や、それを保障してきたシステムを明らかにし、そうしたものをもとにして、今後の児童館・育成室事業の充実・発展を考えていくため」と謳われています。これらの動きもあって、児童課でも2005年4月には、児童館・育成室についての「現行事業の整理」を作成することになります。所管課、現場の職員、保護者という、文京の育成室に関わる大人たちが、文京の学童保育が大切にしてきたことや到達点をそれぞれ明文化し、共有できることになったわけです。

そしてこの動きはその後、民間委託のハードルをできるだけ高くする取り組みにつながります。区連協では、2005年6月から8月にかけて、2育成室の委託の事業者募集要項や仕様書に対して、細かな部分まで要望や指摘を繰り返しました。これは、現行の文京の学童保育の水準を守り、お金を払って保育サービスを受ける利用者という視点ではなく、当事者である子どもたちのために児童館・育成室をより充実・発展させていくという視点での取り組みでした。

この時作成した要望書や意見書には「ただいま！文京版」から引用した、豊かで生き活きた文章が散りばめられていて、「これが、文京の学童保育が大切にしてきたものです！」ということを具体的に伝える内容にすることができました。そして事業者の選定部会へ、現場の職員や当該館の父母も参加することにつながりました。一連の取り組みが、行政としても決して無視することのできないものであったと言えるでしょう。

育成室は、子どもたちが、自分の足で、自分の意志で、必ず帰ってこなくてはならない放課後の生活の場です。そこでは、指導員が一人ひとりときちんと向き合い、それぞれの個性や行動を把握して保育をできることがとても重要で、そのためには専門性のある指導員が正規・専任・複数で配置されること、適正規模が守られること、専用の保育室が保障されること、そして父母会を通した父母の支えなどが欠かせません。

「ただいま！文京版」を通した、育成室の内容を文章で共有する取り組みは、保育の画一化を意味するのではなく、運営形態に関わらず、学童保育で、どの子にとっても「大切なこと」を保証していくための取り組みでした。また「大切なこと」を語り合うことで、父母も指導員も、一人ひとりがとても鍛えられたと思います。そして文章を蓄積することは、学童保育に関わる者にとって、語ることと同じくらい大切なことだと思います。僕自身当時を思い出すと、多くの指導員・父母からほんとうにたくさんのことを学び、そして鍛えられたな、と思います。

今後文京区では、さらに増設が進み、育成室が増えていくことと思います。そして現在、若い指導員さんも増えていますし、父母は基本的に3年間で入れ替わっていきます。今後、より一層の伝え合いが大切になると感じます。育成室の増設、そして指導員・父母の世代交代は進んだとしても、運営形態にかかわらず、文京の学童保育の水準が守られ、より充実・発展していけるよう、この40年間で蓄積された文京の学童保育の到達点とゆたかな蓄積について、絶えず語り、書き記すことの大切さをここに記しておきたいと思います。

あゆみ

05

全国学童保育研究集会 (in 東京) の取り組み

文京区学童保育連絡協議会

副会長 栗原 孝枝

2007年11月10日(両国国技館)・11日(中央大学・明星大学)、第42回全国学童保育研究集会(全国研)が開催されました。東京での開催は1982年、そして1992年に続き15

年振りです。

1982年度の区連協総会では、全国研に向け次のような決議案が出されました。

「…(略) 私たちは来る10月16・17日に

これまでの事業水準を守るために －指定管理者制度の導入にあたって－

高橋 誠（文京区学童保育指導員）

【児童館・育成室が委託に】

文京区には、20小学校区に児童館16館、学童保育（以下「育成室」）は24室あります。その中で、高齢者施設である寿会館などとの複合施設である根津児童館、目白台第二児童館（ともに学童保育併設）は、2006年4月より委託されることになりました。児童館事業には指定管理者制度が導入されることになり、育成室事業については、業務委託となりました。この2館の委託先は共に、NPO法人ワーカーズ・コープとなっています。文京区では、児童館・育成室が委託されるのは、今回が初めてのことでした。

ここでは、委託が導入される経過と共に、私たち文京区の指導員・育成室保護者がどのような取り組みを行ってきたか、お伝えしたいと思います。なお、委託に対する区側の当初の考え方は、児童館・育成室の他の施設も含めて、管理運営を一元化するとしていましたが、実際は、そうした一元化にはならず、当初の考えと大きくかけ離れた委託となっています。こうした側面からの問題点もありますが、その点については割愛したいと思います。

【これまでの事業水準を守らせる取り組み】

2004年3月に文京区新行財政改革推進計画（以下「推進計画」）が策定されました。上記、児童館2館の委託は、この推進計画の中に盛り込まれたものです。

推進計画の検討段階から、児童館分会（文京区の児童館・育成室職員による組合）では、児童課長・福祉部長に対する要請行動、地域ビラ配布などの地域宣伝行動、また文京区連協と共に、署名活動に取り組んできました。

こうした取り組みの根底には、私たちの働く職場を守るという思いと合わせて、それまでの事業水準を低下させず、児童館・育成室をより充実させていきたいという思いがありました。

委託に対して、区側は、「事業水準を低下させない」と、職員だけでなく、区民に対しても説明してきました。しかしながら、この説明は、「これまでの文京区の児童館・育成室の事業水準とは何か」という検証がなされていない中での説明でした。そこで、私たちは、まず区に対して、これまでの事業水準を明らかにすることを求めました。あわせて、日々、子どもたちや地域の方々に関わっている私たち自身が、これまでの事業水準を明らかにしていく作業を行ってきました。こうした取り組みは、区側のいう「事業水準を低下させない」という説明を絵に描いた餅にさせず、委託事業者の選定において、そのハードルをできるだけ高いものにし、事業水準を低下させないための取り組みということができると思います（「事業水準」を維持できる事業者がいなければ、「委託をするな」という思いも含めて）。

児童館分会では、2004年11月に、「文京区の児童館・育成室の到達点について」という冊子を作成しました。この冊子は、児童課長へも提出し、また文京区連協の運営委員会を通じて、各父母会へも配布し、また、その後の学習会にも活用してきました。「事業水準」を明らかにする作業は文京区連協でも行われ、児童館分会の取り組みとほぼ同時期に、「文京版『ただいま』」が作成されました。こうした取り組みも影響して、2005年4月には、児童館・育成室の所管である福祉部児童課が「現行事業の整理」を作成することになりました。

こうした取り組みは、その後の募集要項や仕様書、それに関わる付帯文書などに対して細かな部分まで児童館分会と文京区連協が要求を突きつけ、児童課として、そうした要求を無視できない構図を作り出すことにつながっていきます。事業者の選定部会に、児童館・育成室の担当を兼務している館長や当該館の保護者を委員に含めることとなりました。

【事業の引継ぎについて】

委託という区側の方針を変えさせることは出来ない中、次の私たちが直面したのは、どのように、根津児童館の事業を、目白台第二児童館の事業を、委託事業者に引き継いでいくかということでした。



このことは、分会の中で議論になりました。「委託には今でも反対。引継ぎをしっかりと行うということは、委託を認めたことになるのではないか」「引継ぎは仕事としてやらなければならないが、心境は複雑。」などの意見がありました。これまで「委託反対」の運動を進めてきたことを考えると、当然の意見です。しかしながら、「引継ぎが不十分であれば、そのことにより、不利益を被るのは、保護者であり、子どもたちではないか。」「自分たちは4月からこの児童館には居られず、心境は複雑だが、当事者としてしっかりと引継ぎを行っていきたい」という意見も出され、この課題を当事館の職員の課題とせず、全体の課題として、悩みがあれば、相談してもらい、あわせて、引継ぎの状況を報告してもらい、全体で関心をもっていこうということになりました。文京区連協としても、「そこにいる保護者や子どもたちのために」、文京区の児童館・育成室の事業水準を理解してもらおうよう、ワーカーズ・コープと丁寧にコンタクトをとってきました。

その結果、1月に行われた「学童保育のつどい」（文京区連協主催の育成室入室説明会）や、2月に行われた「文京区学童保育交流研究集会」にも、こうした丁寧な誘いかけの結果、ワーカーズ・コープの指導員が参加してくれました。

委託のための具体的な引継ぎ作業は、2006年1月～3月に行われました。

月1回行われる分会委員会では、当事館の指導員より、引継ぎ作業の状況がその都度、報告されました。以下がその内容です（概要）。

・毎日3～4名来館（本部事務局、館長〈施設長〉、児童館主任、学童保育常勤）。子ども達と関わりながら、気がついたことを伝えている。5時以降になると、来館児童数に比べ、大人の数が多い状態になることがあるので、大人の多さが子ども達にとってブ

レッシャーにならないように、会議のような打ち合わせをしている。感情的には複雑だが、4月に向けてスムーズな引継ぎをしていきたいと思っている。12月のお便りから、引継ぎの情報を載せるようにしている。また、館内に委託に対する情報コーナーを作り、「これまで楽しかったこと」「こんな児童館だったからいいなという夢の児童館」という子ども達の声が載せられるようにしている。子ども達の反応は、新しい先生が増えたという受け止めのよう。引き継ぎでは、特に地域、子どもたち、児童館を応援してくれている人たちとの結びつきを大切にしたい（1月の報告）。

・障害のある児童の保育補助非常勤などまだ決まっていない職員もいる。若い職員が多く、経験が不足していても、主任などになれば、自分で事業を運営しなければならない。やる気は感じられるが、もう一方で、経験則が必要な面も多々ある。壁面に委託の説明を掲示しているが、地域住民の中で「委託により現行職員がいなくなる。」ということがまだ浸透していない。地域・来館児童・保護者との信頼関係を意識的に引き継いでいる。現段階では、こちらからの情報を入れることよりも、自分達の手で見て、感じてもらうことを大切にしている。（2月の報告）

・同じようなことでも、その都度、その都度、丁寧に伝えていかなければならないところに、引継ぎの難しさを感じている。（3月の報告）

【これまでの取り組みを振り返り】

これまでの取り組みの中で私たちがこだわってきたのは、「事業水準を低下させない」ということでした。残念ながら、委託という結果になりましたが、「事業水準を低下させない」という取り組みは今後も続けていくことができます。

その中で、児童館・学童保育のあり方について、改めて考えていくことが必要だと思いますし、区の正規職員である公設公営の児童館・育成室の指導員が、何をなすべきかということも合わせて考えていく必要があると思っています。

第3回東京の学童保育指導員研修会

○2006年5月21日（日）午前10時～午後4時

○文京区立本郷台中学校（地下鉄丸ノ内線・本郷三丁目下車1分）

○午 前 全体講演

下浦忠治さん（品川区指導員）

「学童保育で働くみなさんへ ～安心の関係を紡ぐ指導員～」

○午 後 分科会

1 「学童保育の生活とあそび」

2 「子どもの生活を父母と伝えあう」

3 「障がいのある子をどう理解するか」

4 「しゃべり場」

○後援 東京都



学童保育のよさは、いろいろな方と深くつながれることであると思います。最後に、私の人生を変えた二人の指導員を紹介します。

一人目はベテランの指導員で、兄や父親のような存在です。私は彼に、学童保育の楽しさ、運営の厳しさを教えてもらいました。ニコッと笑った顔は子どものまま。信頼感でつな

がっている関係です。

二人目は若い指導員で、学校を卒業したばかりの新人指導員です。自らも「学童つ子」で、指導員になるのが夢だったそうです。まっすぐながんばりが、私たちの胸を打ちます。指導員になって一年も経たずに、今回、学童保育の危機がおとずれしました。その夢を守るためにも、学童保

育はつぶせません。

そんな二人の指導員と関わることを通じて、「彼らがいつまでも子どもと共にいられるように、いつまでも学童保育が続けられるようにがんばろう」と思いました。そんな関係がもてる環境こそ、現代には必要ではないでしょうか。私はそう信じ、これからもがんばっていきます。♥

子どもたちの「生活の場」を保障するために——「専任・常勤・複数体制」を維持してきたもの

高橋 誠 東京都文京区 指導員

文京区の学童保育施策

文京区は、東京の都心に近接し、新宿・上野・池袋などの副都心に囲

まれて位置しており、人口は二〇万人強です（二〇一二年二月現在）。

文京区の学童保育（「育成室」と呼んでいます）は、男女協働子育て支援部児童青少年課が所管課です。

区内には公立小学校が二〇校あり、育成室は二七か所設置されています（二〇一二年四月現在）。設置場所は、児童館併設が一五か所のほか、学校内余裕教室活用、または学校内独立

専用施設、区民会館などの区民施設との併設など、多岐にわたっています。一か所あたりの定員は四〇名が基本で、二〇一二年四月一日現在、全体で二一〇〇名を超える子どもが在籍しています。

二〇〇一年三月に施行された「文京区育成室運営条例」があり、公設

公営二五か所、業務委託二か所で運営されています。一か所あたり、「児童指導」職の正規職員が一名配置されており、個別・継続的な援助が必要な障害のある子どもの保育や、定数増対策として、必要に応じて非常勤職員が配置されています。この「専任・常勤・複数体制」は、業務委託となっている二か所の育成室においても、職員配置の基本となっています。

「専任・常勤・複数体制」を維持してきた背景

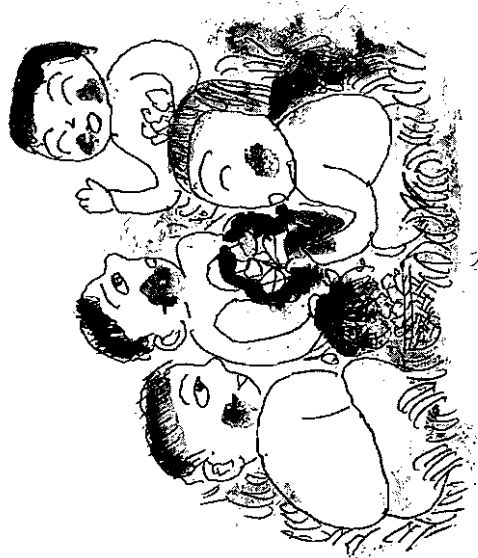
この間、東京二三区では、正規の指導員が非常勤職員に置き換えられたり、また、必要な地域に学童保育が新設されることなく、大規模化が進められたりしています。また、「放

課後子ども教室」などと学童保育との一体化の動きも続いています。そうしたなかで、文京区では、区の正規職員による「専任・常勤・複数体制」が維持されています。

文京区でも、「放課後子ども教室（地域団体による自主活動）」「こどもひろば（土日の校庭開放）」等を整理統合し、新たに、学校施設を活用した「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を行うことになっていますが、これらの事業と育成室とは事業趣旨が異なることから、統合することなく、それぞれの事業として運営していくことになっています。

文京区において、「専任・常勤・複数体制」が維持されてきた背景として、次の三点が考えられます。

第一に、保護者と指導員とが必要な地域への育成室の新設の取り組み



を進め、行政も、そうした要望に応じてきたことです。

一九七六年、当時結成されていた三つの父母の会と、児童館・育成室の職員でつくる労働組合「文京区職員労働組合児童館分会」（以下「分会」）が、学童保育の充実・発展をめざして、「文京区学童保育連絡協議会」（以下「区連協」）を発足させました。

その後の文京区の学童保育の歴史は、「必要とするすべての子どもを受け入れること」を基本に、「定員超過による対応では、子どもたちの『生活の場』を保障することはできない」と、保護者・指導員が行政に新設の必要性を訴えつづけ、行政もそうした声に応じてきたという「新設・増設の歴史」といえると思います。

二〇〇四年度から二〇一二年度の間には、育成室が四か所新設されま

した。二〇一〇年三月に策定された次世代育成支援推進法にもとづく「地域行動計画」（文京区子育て支援計画）では、二〇一一年度からの五年間で、五室新設することとなっています。二〇一三年四月には、単独施設を一か所新設し、また、既存の児童館を地域拠点施設へと改修する際に、施設内にこれまであった育成室を一室から二室に増設するための準備を行っています。

第二に、保護者・指導員、行政がともに保育水準の維持・向上に向けて取り組んできたことです。

■ 保育水準の明確化を図る

二〇〇四年三月に策定された「新行財政改革推進計画」では、区民施設を併設した複合施設二つに、指定管理者制度を導入することが示されました。二〇〇六年度から、この複

合施設に併設された児童館には指定管理者制度が導入され、育成室は業務委託とされました。

こうした区の動きに対して、保護者・指導員の立場から事業水準の維持・向上を図るために、現行の保育水準を明らかにする取り組みを行いました。分会は二〇〇四年一月に「文京区の児童館・育成室の到達点について」をまとめ、区連協は二〇〇五年一月に、文京区の学童保育が大切にしてきたことや到達点、それらを支えてきた制度などをまとめた冊子『文京版 だいたいま』を作成しています。

これらをもとに、二〇〇五年四月、所管課は「移行を行う準備としての現行事業の整理」を行って児童館・育成室の事業水準を文章化し、客観化しました。これによって、指定管理者制度下でも実現すべき保育水準

が示されることになりました。

■ 特別支援の強化

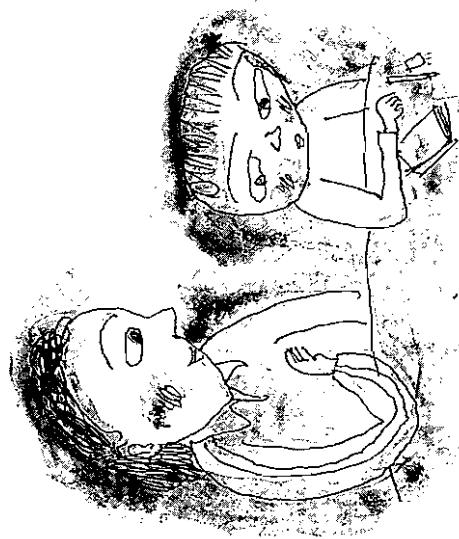
二〇〇五年四月に施行された「発達障害者支援法」に、障害のある子どもの放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用促進が位置づけられたことや、それまでも分会や区連協で障害のある子どもの保育の充実のための条件整備を求めてきたことなどもあって、文京区では、二〇一〇年四月より、「育成室における特別支援の強化」に取り組むことになりました。

これは、二〇一〇年度の文京区の重点施策の一つとして位置づけられ、臨床心理士などが育成室を訪問して育成室の指導員に対する相談・支援を行う「巡回指導」と、個別指導計画の作成が行われることになりました。その目的は、こうした相談

やサポートプランなどを、生活と遊びを中心とした育成室の日々の保育に生かすことによって、特別な支援を必要とする子どもの保育の充実を図ることです。

■ 保育指針の策定

文京区では、二〇一二年三月に、



「文京区育成室保育指針」を策定しました。これは、「子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化していることから、より充実した保育内容、きめこまやかな子どもや保護者への対応が求められていること」「個々の職員の経験が支えるだけでなく、事業のあり方・方向性を全体で確認する必要があること」から取り組んだものです。

保育指針に関心を寄せてもらうために、「素案」の作成時と作成後に職員を対象にアンケートを実施し、区連協からも意見を寄せてもらいました。そして策定後は、常勤・非常勤すべての職員を対象に研修を行いました。

私たちは、保育指針を「絵に描いた餅」にしないことを、作成する段階から今日にいたるまで大切にしてきました。

文京区では、研修の一環として、すべての正規職員を対象に、勤務時間内に研究活動（研究会）を行っています。二〇一二年度からは「保育指針」をテーマとする研究会が設定され、保育指針の内容を学び、深めていくことを目的として、配属五年目までの職員は必ず参加することになっています。

第三に、所管課と現場との緊密な連携が図られてきたことです。

文京区の児童館・育成室は、八つの地区に分けられ、それぞれの地区に「地区児童館長」が配置されています。「地区児童館長」には「児童指導」の専門職がなり、児童館または育成室の担当を兼務しています。各児童館・育成室の運営に関わる事項は、所管課や地区児童館長に連絡、報告することになっています。このことによつて、主管課と現場との連

携が図られてきました。

施策上の課題を検討するときは、育成室待機児童対策検討委員会など、児童館・育成室の指導員を中心とした検討委員会が所管課に設置されます。先に紹介した個別・継続的な援助が必要な障害のある子どものための巡回指導の実施や、保育指針の策定の際にも検討委員会が設置されました。

文京区の学童保育を 充実させるための 今後の課題

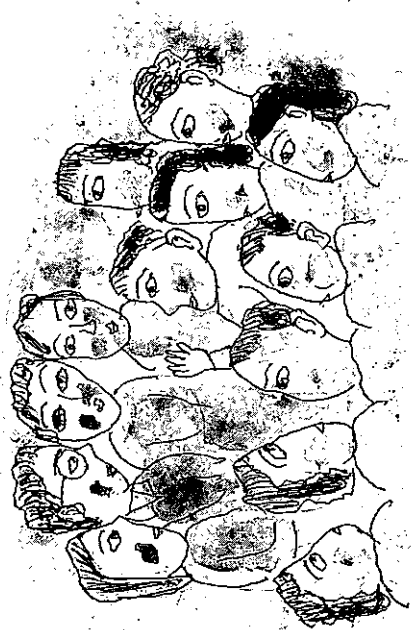
文京区の学童保育の歴史は、保護者も現場の指導員も、そして、行政もそれぞれが主体的に、そして協力して、子どもたちに「生活の場」を保障することを大切にしてきたというものであると思います。まだまだ

育成室を必要としている地域はありますし、運営形態を問わず、指導員の力量を維持・向上させていくことも喫緊の課題だと思います。これからはよりいっそう、保護者・指導員・行政がそれぞれの役割を再確認して主体的に取り組むことがなければ、この施策を維持していくことは困難だと思います。

文京区の施策は他の自治体と比較すると恵まれているのかもしれませんが、しかし、文京区のなかにいると、そのことに気づかないことがあります。指導員は保育実践のふり返りがなければ、力量を高めることができないのと同じように、保護者も行政も、「学童保育とは何か」ということをふり返り、学ぶことで、自分たちの今いる位置をあらためて認識することが必要な時期にあるのではないかと思います。♥

国の制度が変わる今、 市町村の「学童保育施策」をよりよいものに

編集部



国の制度と 市町村の施策が 変わる可能性のある 重大な時期に

二〇一二年八月に、国の新たな子育て支援策を決めた「子ども・子育て関連三法」が成立しました。これによって、「子ども・子育て支援法」が新しく制定され、児童福祉法の改定なども行われました。この子育て支援策は、住民に一番身近な市町村が実施責任を持ち、国と都道府県が重層的に支援をしていくという仕組み

みです。

市町村には、「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、それに即して国からの子育て支援交付金が支給されます。さらに市町村は「子ども・子育て会議」を設置して（努力義務）、子育て支援策を推進していくことになっています。

また、国は学童保育の基準を省令（児童福祉法施行規則など）で定め、それにもとづいて市町村が条例で基準を設けることになりました。その際、指導員の資格と配置基準は国の定めた基準に従うこと、それ以外の